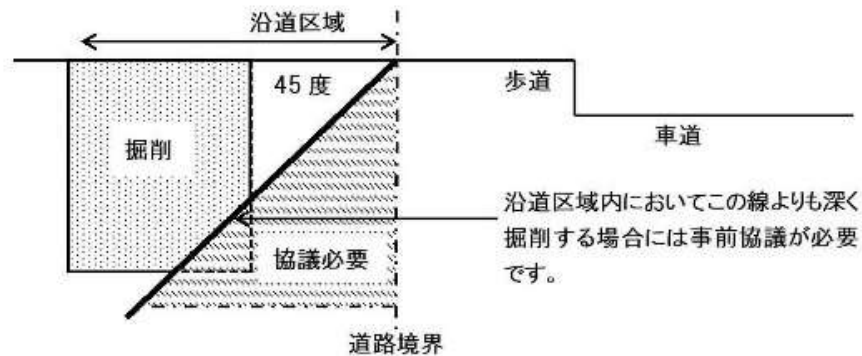


◇事前協議の必要性の有無について

※道路境界線から45度の影響斜線より深く掘削する場合には事前協議が必要です。

※山留工について、「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、掘削深さ1.5mを超える場合に、原則として施すことになっていますが、沿道掘削協議では道路構造への影響により判断します。



道路形態	沿道区域(道路境界より)
総幅員 20m以上	5m
総幅員 6m以上20m未満	3m
総幅員 6m未満	総幅員の 1/2
屈曲部で中心半径10m未満	屈曲部分について10m
並木・密生した樹木・竹林などが路傍にある場合	10m
道路に接して高擁壁がある場合	当該擁壁高の1.5倍 最大20m
道路に隣接して採石場等の危険な場所がある場合	その側は20m